

第四十九号議案

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項第二号中「七十センチメートル以上」を「七十五センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第四号において同じ。）が十五平方メートル未満の場合には、七十センチメートル以上）」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、百センチメートル以上（一般客室の床面積が十五平方メートル未満の場合にあつては、八十センチメートル以上）とすること。

第十一条の二中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二の規定は、この条例の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第十一条の二の規定は適用しない。

（提案理由）

ホテル又は旅館において電動車椅子を含む車椅子の利用者がより利用しやすい客室の整備を図るため、一般客室に関する基準を改める必要がある。